

【議案 3】

下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）について

議案（３）下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）について

①「下関市地域公共交通計画」の一部改訂について

路線バスや市生活バスの運行について、国が定める「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業を活用するためには、地域公共交通計画に補助対象系統等を位置付けることが必要です（地域公共交通計画と補助制度の連動化）。本市では、6月の第2回地域公共交通会議において、この計画の追補編を承認をいただいたところです。

今回、ブルーライン交通の一部路線につきまして、地域内フィーダー系統への位置付けが必要となりましたので、この計画の追補編を一部改訂し、6月に運輸局へ提出した申請書類の差替えを行うものです。

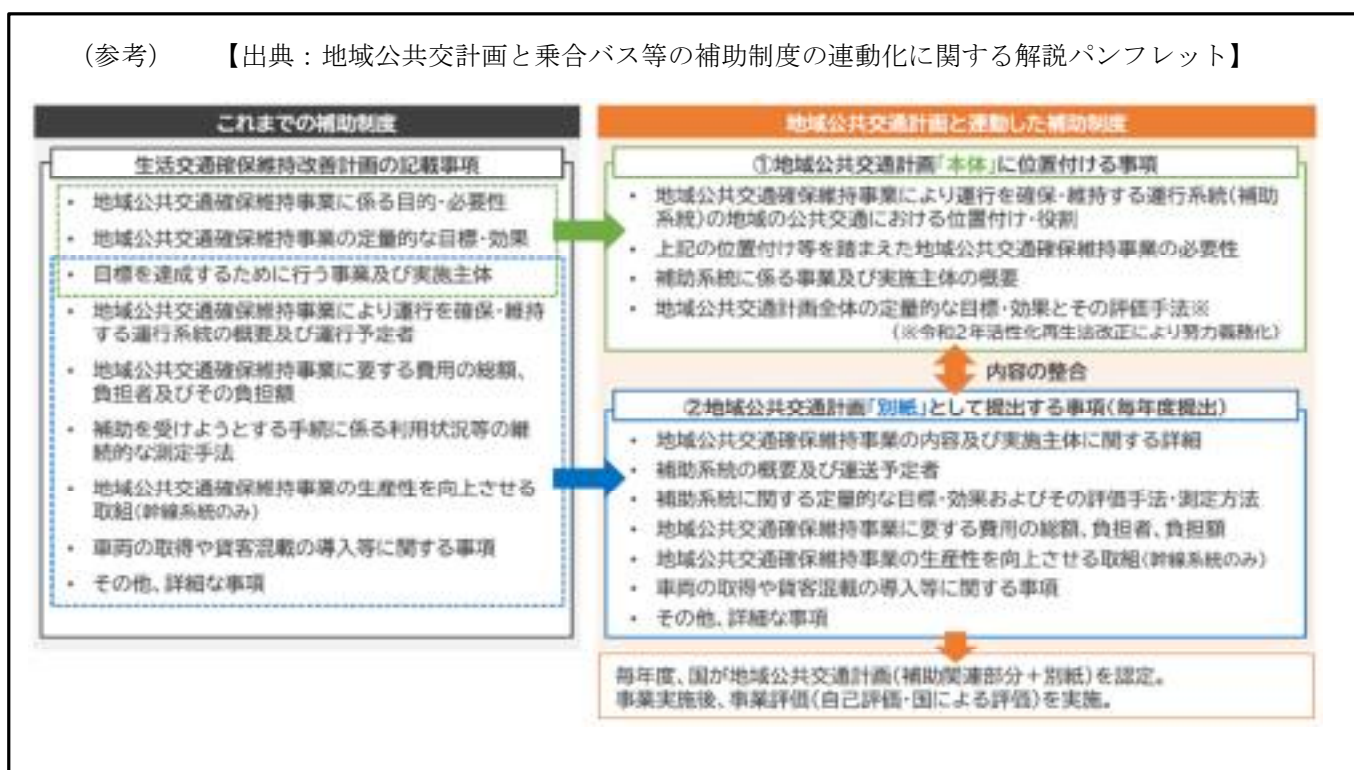
②地方運輸局長による交通不便地域指定の申請について

地域内フィーダー系統国庫補助金の申請においては、交通不便地域として運輸局長による指定を受ける必要のある地域があります。

なお、指定対象とする交通不便地域は、国庫補助金を受けて運行されるフィーダー系統の利用を前提とする地域であり、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅等が存在しない地域とされています。

当市において、上記の要件に該当する交通不便地域の指定期間が満了となるため、改めて交通不便地域の指定を受ける必要がありますので、「交通不便地域指定申請書」（案）として、当協議会での承認を求めるものです。

（参考） 【出典：地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット】



【追加となるフィーダー系統】

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者
(国庫補助金の対象となる系統)

ブルーライン交通 1 系統 (豊田町西市～平原・市立病院～来福台)

※地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統 (補助系統) の
地域の公共交通における位置付け・役割

「下関市地域公共交通計画 追補編 改訂版」

○補助系統の地域公共交通における位置付け・役割：P. 1

○補助系統路線図：P. 5

【指定を受けようとする交通不便地域】

①指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

下関市生活バス 内日・田部循環線

※指定を受けようとする地域名

・下関市菊川町大字久野、菊川町大字檜崎、菊川町大字日新、菊川町大字吉賀の一部

・下関市大字植田の一部、大字内日下の一部

②指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

下関市生活バス 樫ノ木・保木線

※指定を受けようとする地域名

・下関市菊川町大字西中山の一部、菊川町大字東中山の一部、菊川町大字上保木の一部、菊川町大字下保木の一部、菊川町大字樫ノ木、菊川町大字道市、菊川町大字轡井

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

下 地 協 第 2 2 号
令和 7 年 6 月 2 6 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	下関市地域公共交通協議会
住 所	下関市南部町 1 番 1 号
代 表 者 氏 名	会 長 杉 浦 勝 章

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

下関市地域公共交通計画 追補編

(「地域公共交通計画と補助制度の連動化」に伴う一部改訂)



令和7年8月 改訂

下関市

1. 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

公共交通の将来像における広域幹線、地域内幹線、地域内フィーダーの位置付け・役割を次のとおり定める。

表 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

区分	位置付け・役割	連絡する拠点等	確保・維持策
広域幹線	- 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成。 - 本市と周辺市町村を連絡。	- 下関駅 - 小月駅 - 川棚温泉駅 - 豊田町西市 - 周辺市町村	地域公共交通確保維持事業を活用した車両取得及び地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を目指す
地域内幹線	広域幹線軸に接続し、主に東西方向の軸を形成。	- 小月駅 - 川棚温泉駅 - 豊田町西市 - 滝部駅	
地域内フィーダー	周辺住宅地と幹線軸を結ぶ支線。	- 岡枝 - 菊川バスターミナル - 川棚温泉駅 - 豊田町西市 - 周辺市町村	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す



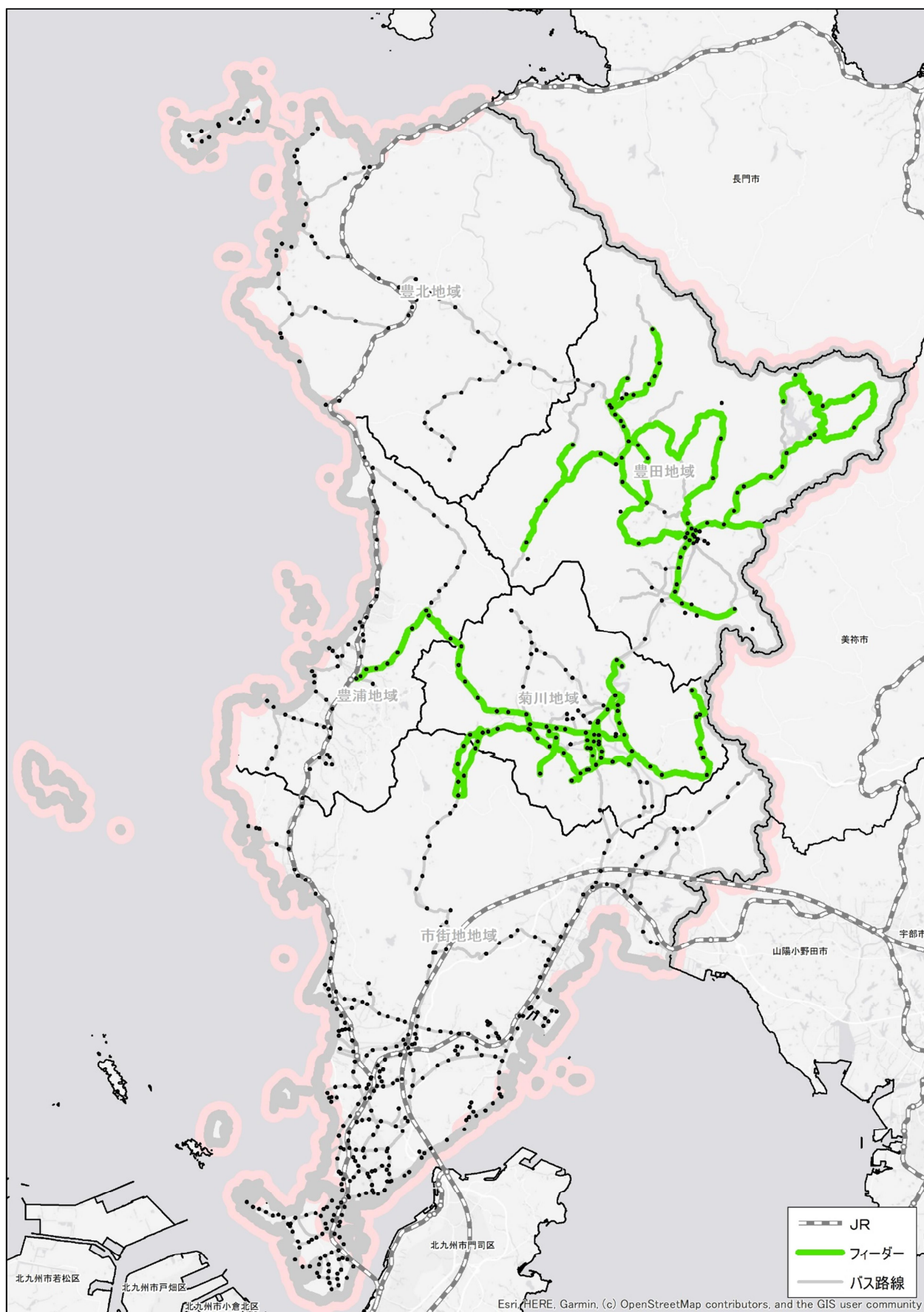
資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)をもとに作成

図 2 補助系統の運行路線図(広域幹線)



資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)をもとに作成

図 3 補助系統の運行路線図(地域内幹線)



資料: 下関市資料、下関市生活バス HP、下関市都市計画基礎調査結果(令和4年度)をもとに作成

図 4 補助系統の運行路線図(地域内フィーダー)

2. 補助系統の必要性

<広域幹線>

- 本市の公共交通ネットワークの骨格となる南北方向の軸を形成している。
- 都市拠点（下関中心部）と地域拠点（菊川、豊田、豊浦）、周辺市町村（山陽小野田市、美祢市、長門市等）を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内幹線>

- 広域幹線に接続し、本市の公共交通ネットワークの骨格となる主に東西方向の軸を形成している。
- 本市の地域拠点（豊田、豊浦、豊北）間を連絡する日常生活行動の移動を担っており、広域幹線を補完する欠かせない路線である。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

<地域内フィーダー>

- 本市の地域拠点（菊川、豊田、豊浦）を中心として、周辺住宅地と広域幹線、地域内幹線を結び支線として、日常生活行動の移動を担っている。
- 一方で、事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

3. 補助系統の運行路線

補助系統の運行路線一覧を以下に示す。

表 2 補助系統の運行路線一覧

位置づけ	起点	経過地	終点	運行会社	
広域幹線	下関駅	唐戸	川棚温泉	サンデン交通	
		豊洋台 3 丁目			
		小月駅・小野田駅	おのだサンパーク		
		小月駅	大泊		
		下大野	豊田町西市		
		小月駅	美祢駅		
	豊田町西市	美祢青嶺高校	来福台	ブルーライン交通	
地域内幹線	小月駅	小野田駅	おのだサンパーク	サンデン交通	
	豊田町西市	下大野	小月駅		
	下関駅	小月駅	依山温泉		
	小月駅	豊田町西市	大泊		
	小月駅	田部バイパス	豊田町西市		
	川棚温泉	二見駅・道の駅	肥中	ブルーライン交通	
		豊浦病院	肥中・島戸		
		豊田町西市	西教寺		滝部駅
		滝部駅	病院・ホーム・一の俣		豊田町西市
	フィーダー	豊田町西市	平原・市立病院	来福台	ブルーライン交通
豊田総合支所		下空路子・下八道・鷹子・庭田	上空路子	下関市 (生活バス)	
		一ノ俣・上浮石・秋葉・稲見	佐野		
		今出・台	地吉		
		日高萩	中の瀬		
菊川バスターミナル		中山・保木・轡井	樫ノ木		菊川バスターミナル
		吉賀・檜崎・日新・植田・内日下			
		吉賀・日新・内日下			
		七見・上田部・檜崎・日新・内日下			
		吉賀・檜崎・久野			

第5章

計画の評価・推進

1. 評価指標と目標値の設定

1.1 評価指標の設定

実現化方策の実施等による効果・影響と計画の目標達成に向けた進捗状況を把握するため、5つの成果指標とそれぞれについて目標値を設定します。

	評価指標
1	市民のバス利用率 市民の鉄道利用率
2	コミュニティ交通オンデマンド路線数
3	地域公共交通の利用者数(年間)
4	地域公共交通の収支差
5	公的資金投入額(市の財政負担額)

1.2 目標値の設定

本計画における計画の目標を達成するための成果指標について、目標値を以下のとおりに設定します。

	評価指標	基準値(R5)	目標値(R11)
1	市民のバス利用率 市民の鉄道利用率	9.4% 8.5%	10.2% 9.2%
2	コミュニティ交通オンデマンド路線数	5 路線	5 路線
3	地域公共交通の利用者数(年間)	24,245 千人	現状維持
4	地域公共交通の収支差	△1,126 百万円	1%改善
5	公的資金投入額 (市民1人当たりの市の財政負担額)	1,490 円	1,620 円

<目標値設定の考え方>

【目標値 1-1】 市民のバス利用率 ・ 【目標値 1-2】 市民の鉄道利用率

○人口減少、高齢化が進展していく中で、市民が継続的に利用したくなる利便性の高い公共交通サービスを提供するための施策に取り組み、人口が将来的に減少する中においても、現況と同程度の利用者数を確保することにより、市民 1 人当たりの利用率は増加するものとして目標値を設定します。

○【目標値 1-1】は、路線バス及び生活バスの 1 日当たりの利用者数(実績値)と、住民基本台帳における人口より『市民のバス利用率』を算出します。

【算定式】

$$\text{市民のバス利用率 (\%)} = \frac{\text{バス利用者数 (人/日)}}{\text{人口 (人)}}$$

○【目標値 1-2】は、鉄道の 1 日当たりの利用者数(実績値)と、住民基本台帳における人口より、『市民の鉄道利用率』を算出します。

【算定式】

$$\text{市民の鉄道利用率 (\%)} = \frac{\text{鉄道利用者数 (人/日)}}{\text{人口 (人)}}$$

【目標値 2】 コミュニティ交通オンデマンド路線数

○菊川、豊田、豊北地域では、市民の日常的な移動手段として生活バスを運行しており、以下の 5 路線において、予約制のオンデマンド交通として運行しています。

現在の 5 路線維持を計画の目標値として設定しますが、今後、各地域の実情に応じた公共交通体系の見直しにより、他地域への拡大等も含め柔軟に検討を進めます。

【菊川地域】 ・縦ノ木・保木線(予約制)…4 本/日

【豊田地域】 ・空路子線(予約制)…3 本/日

・今出線(予約制)…3 本/日

・一の俣線(予約制)…3 本/日

・一の瀬線(予約制)…3 本/日

【目標値 3】 地域公共交通の利用者数(年間)

○本市における公共交通利用者数(鉄道・バス)は減少傾向にあります。

利便性の高い公共交通サービスを提供するための施策に取り組み、人口が将来的に減少する中においても、現況と同程度の利用者数を確保することを目標として設定します。

【目標値 4】 地域公共交通の収支差

○現状における路線バスに係る収支状況は厳しく、持続可能な地域公共交通を維持・確保していくためには、収支状況の改善が必要です。

路線再編や新たな交通サービス・技術の導入、デジタルの活用等の推進による利用促進及び効率化が図られることにより、現状の収支差の改善(1%改善)を目標として設定します。

【目標値 5】 公的資金投入額(市民 1 人当たりの市の財政負担額)

○市民の自由な移動を確保するため、路線バスに対し補助を行い、そのサービス確保を支援しています。

各施策の推進による利用促進及び効率化等を行うことにより、人口が将来的に減少する中においても、現況と同程度の財政負担でそのサービスを維持することを目標に、『市民 1 人当たりの市の財政負担』を設定します。

【フィーダー系統】

令和 7 年 6 月 2 6 日

(名称) 下関市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4 町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成20年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成21年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成22年4月から本格運行を実施した。

平成24年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。平成30年3月には「下関市地域公共交通網形成計画」を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組として公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

また、豊田地域においては、現在運行を行っている生活バスにおいて、利用率や住民の生産性向上、利便性の向上を図ることを目的とし、配車ルートや配車時間などに柔軟に対応するためのAIオンデマンド機能を導入するとともに、各地区の路線運航を豊田地区全域での区域運行を行っていく予定としている。

この地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスおよびブルーライン交通は日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスおよびブルーライン交通が広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、通勤、通学、買い物や通院などの社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。特に、過疎地域においては、その重要性が高く、急速に高齢化が進む中、地域の公共交通であるバス系統を維持・確保していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【生活バス】

・令和 8 年度の目標利用者数設定

デマンド運行系統：

令和 5 年度（R4 年 10 月～）から令和 7 年度（～R7 年 3 月）までの利用実績から算出
定時定路線運行系統：

年間運行回数から、1 回当たりの平均輸送人員 2 人以上となる値を算出

豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられる。令和 9 年度以降については、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開

拓を行うことで、利用者数の維持を目指すものとして、目標利用者数を設定。

- ・令和 9 年度～令和 11 年度の目標利用者数について
 豊田地域：（デマンド）奎路子・一の俣・今出・一の瀬線
 菊川地域：（デマンド）樫ノ木・保木線
 （定時定路線）内日・田部循環線
 目標利用者数：令和 8 年(2026)度 豊田地域 2,430 人/年、菊川地域 2,220 人/年
 令和 9 年(2027)度 豊田地域 2,430 人/年、菊川地域 2,220 人/年
 令和 10 年(2028)度 豊田地域 2,466 人/年、菊川地域 1,916 人/年
 令和 11 年(2029)度 豊田地域 2,466 人/年、菊川地域 1,916 人/年
- ・補助金を活用し、利用促進を図り、収支の 1 %改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。

【ブルーライン交通】

路線定期運行（豊田町西市～平原・市立病院～来福台）

- ・令和 8 年度～令和 11 年度の目標利用者数について
 豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられるため、利用促進活動を継続して行うとともに、潜在需要の開拓を行うことで、R6（2024）年度利用者数実績を基に、利用者数の維持を目指す。
 R6（2024）年度の利用者数実績 4,165 人
- ・補助金を活用し、利用促進を図り、収支の 1 %改善を目指すことで、公的負担の現状維持を目指す。
 （下関市地域公共交通計画 第 5 章 5-2 参照）

（２）事業の効果

生活バス等を維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【生活バス】

実施主体：下関市

- ・乗車料金の一律ワンコイン（100 円）を継続。（H30 年 4 月～）
- ・再編実施計画に伴う、運行の見直し（R2. 10. 1～R7. 9. 30）
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成

【路線バス（運行系統：豊田町西市～平原・市立病院～来福台）】

実施主体：ブルーライン交通

- ・適切なダイヤ、運行ルートを検討、利便性を向上させた路線再編の周知、P R
- ・こども 50 円バスの実施
- ・鉄道・路線バス等の総合時刻表の作成・配布
- ・公共交通協議会等による利用者意見の把握・反映

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「表 1」添付。

【表 1 への添付資料】

- ・運行系統図
- ・フィーダー補助系統の概要一覧
- ・チラシ、時刻表

【補助要件の具備】

要綱別表 7（第 16 条第 1 項関連）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

【生活バス】

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

【ブルーライン交通】

ハ① 国庫補助金の補助対象地域間幹線系統に接続するフィーダー系統による運行であり、中核市が専らその運行を支援するものでないもの。

【生活バス・ブルーライン交通】

ニ 既存交通ネットワーク等との統合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

【生活バス運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【生活バス】

下関市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として下関市が負担する。

【路線バス（運行系統：豊田町西市～平原・市立病院～来福台）】

対象路線は、路線バス事業者が運行するバス路線の廃止に伴い、下関市がブルーライン交通に運行を依頼する路線であるため、運行事業の経常欠損額を下関市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・ 利用者アンケート、住民ヒアリング等。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成20年3月8日 協議会の設立
- ・平成25年4月15日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
- ・平成25年6月24日 生活交通ネットワーク計画協議（H26～H28）
- ・平成26年6月26日 生活交通ネットワーク計画協議（H27～H29）
- ・平成26年12月12日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
- ・平成27年2月3日 生活バス（菊川地域）のバス停新設に係る協議
- ・平成27年6月25日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H28～H30）
- ・平成27年12月9日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
- ・平成28年3月10日 生活バス（豊田地域）の運行ルートの変更に係る協議
- ・平成28年6月27日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H29～H31）
- ・平成28年12月19日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価
- ・平成29年5月29日 自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議
- ・平成29年8月29日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H30～H32）
- ・平成29年10月30日 下関市生活バスのワンコイン化について
- ・平成29年12月19日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・平成30年2月26日 第8回下関市公共交通整備検討委員会
（下関市総合交通戦略・網形成計画の承認）
- ・平成30年3月30日 下関市地域公共交通網計画策定
- ・平成30年4月23日 栗野地区コミュニティタクシーの廃止について
- ・平成30年6月25日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議（H31～H33）
- ・平成30年7月10日 下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について
- ・平成30年9月5日 下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画（案）について
- ・平成31年1月10日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
- ・令和元年6月24日 平成30年度市町村運営有償運送の運行状況について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
- ・令和元年8月8日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案について
- ・令和元年12月24日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施について
菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更について
- ・令和2年2月14日 下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告）

- ・ 令和 2 年 5 月 21 日 下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について
下関市生活バス 停留所の名称変更について
下関市生活バス 運休日の変更について
- ・ 令和 2 年 7 月 15 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
- ・ 令和 3 年 1 月 6 日 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備
等整備事業）に関する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
- ・ 令和 3 年 6 月 21 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 2 年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 3 年 7 月 19 日 下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
山口宇部空港と JR 下関駅を結ぶ乗合タクシーの運行について
- ・ 令和 4 年 1 月 6 日 令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
新型コロナウイルス感染症に関する市内バスの状況について
- ・ 令和 4 年 6 月 30 日 下関市生活バス 菊川町における経路及び便数の一部変更について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 3 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 4 年 9 月 1 日 下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
- ・ 令和 5 年 1 月 13 日 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系
統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への
移行について
- ・ 令和 5 年 3 月 23 日 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への
移行について
- ・ 令和 5 年 5 月 11 日 下関市地域公共交通協議会規約（案）について
下関市地域公共交通協議会の役員について
下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について
下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について
下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について
令和 5 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）
について
令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について
※同日「下関市地域公共交通協議会」発足
- ・ 令和 5 年 6 月 30 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 4 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 5 年 8 月 4 日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案に
ついて

・ 令和 5 年 11 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 5 年 12 月 25 日	下関市地域公共交通計画について 一般乗合旅客自動車運送事業者における路線廃止について
・ 令和 6 年 2 月 21 日	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について 自家用有償旅客運送の変更登録の申請について
・ 令和 6 年 5 月 16 日	下関市生活バス（豊田地域）における運行管理の体制等の変更について
・ 令和 6 年 6 月 27 日	下関市地域公共交通協議会事務局規程の改正について 下関市地域公共交通網形成計画の一部改訂及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 5 年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通計画策定業務の進捗状況等について
・ 令和 6 年 8 月 27 日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・ 令和 6 年 11 月 11 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
・ 令和 7 年 1 月 30 日	下関市地域公共交通計画素案について
・ 令和 7 年 3 月 12 日	地域公共交通確保維持事業に係る計画変更について 令和 5 年度下関市地域公共交通計画策定業務の契約の一部変更（予定）について 令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業計画の変更について
・ 令和 7 年 5 月 27 日	令和 6 年度下関市地域公共交通協議会事業報告及び決算報告について 令和 7 年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 下関市地域公共交通計画（案）について 令和 7 年度下関市地域公共交通利便増進実施計画検討業務の発注について
・ 令和 7 年 6 月 26 日	下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）及び地域公共交通確保維持事業に係る計画について 令和 6 年度自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について 下関市地域公共交通利便増進実施計画策定業務について
19. 利用者等の意見の反映状況	
・ 地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。 ・ 広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。 ・ 生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。 ・ アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の地域公共交通計画に反映。 ・ パブリックコメントや市民との意見交換会を実施。意見等を集約し、地域公共交通計画に反映。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 下関市南部町 1 - 1

(所 属) 下関市都市整備部都市計画課

(氏 名) 坂田 夕貴

(電 話) 083-231-1441

(e-mail) tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
				起点	経由地	終点						運行態様 の別	基準ハで 該当する 要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで 該当する要件 （別表7のみ）
下関市	下関市	(1)	奎路子・一の 俣 ・今出・一の 瀬線		下奎路子・ 下八道・鷹子・ 庭田・一ノ俣・ 上浮石・秋葉・ 稲見・今出・ 台・日高萩・			291日	2,235.0回			区域	②- (1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ 殿居ほか9停留所、荒木温泉ほか8停 留所、石柱溪口ほか6停留所、阿座上口 ほか6停留所 ・ブルーライン交通（滝部線） ・サンデン交通 （下関・豊田線、仙崎線、下仙崎線）	③
		(2)	樫ノ木 ・保木線		中山 保木 轡井			291日	757.0回			区域	②- (2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通（下関・豊田線、仙崎線）	③
		(3)	内日・田部 循環線	バス ターミ ナル	吉賀・檜崎 日新・植田 内日下	バス ターミ ナル	25.0km 循環	291日	531.0回			路線定期	②- (2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 （下関・豊田線、仙崎線）	③
下関市 美祢市	ブルーライン交通	(4)	豊田町西市～ 平原・市立病 院～来福台	豊田町西市	平原・ 市立病院	来福台	往 25.4km 復 25.4km	365日	1,095.0回			路線定期	①	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：豊田町西市停留所 ・サンデン交通 （下関～豊田線、仙崎線）	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 の別紙

令和4年度～令和6年度フィーダー補助金交付申請資料より

[illegible]

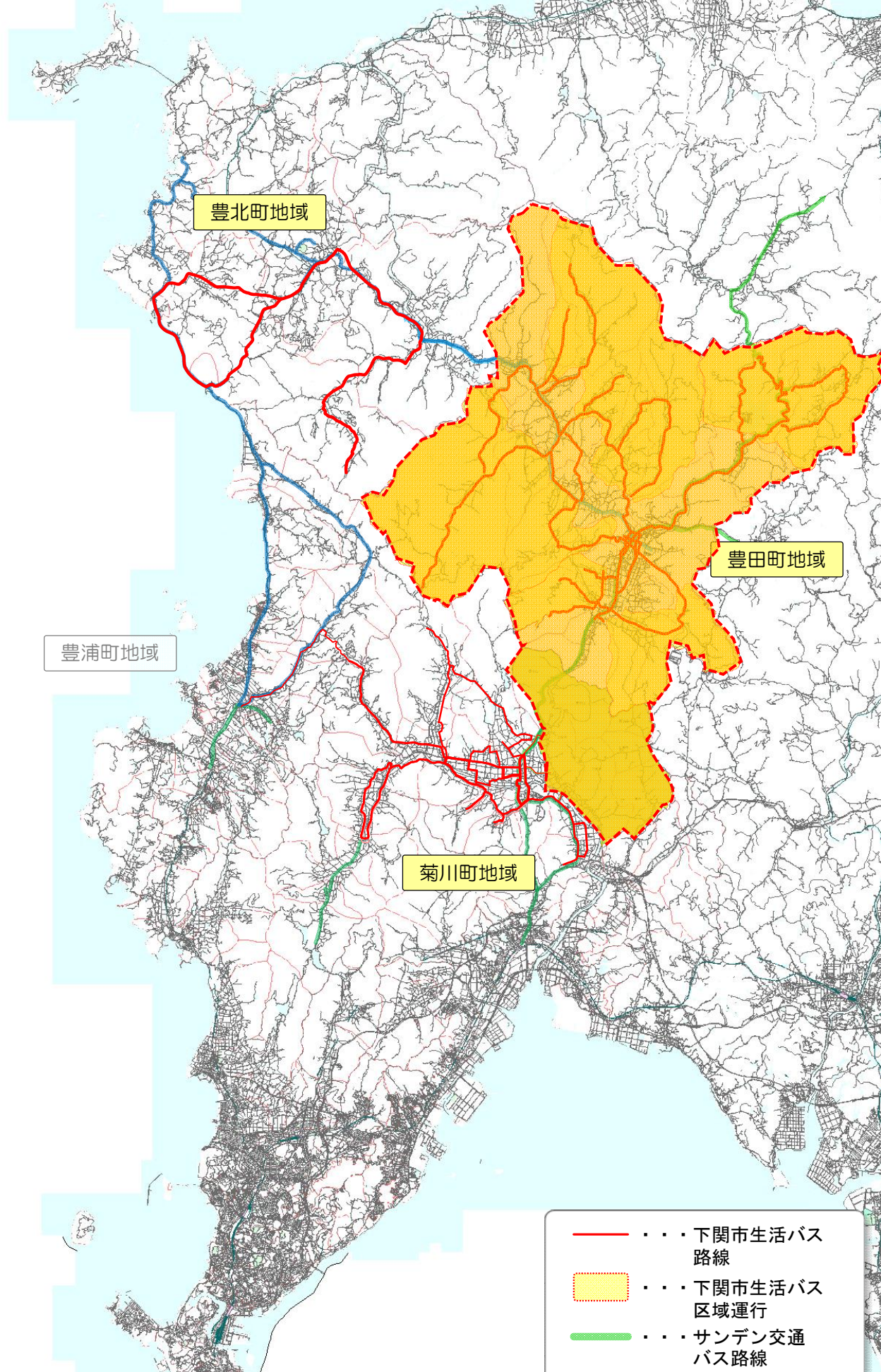
【フィーダー補助系統の概要一覧】

※複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

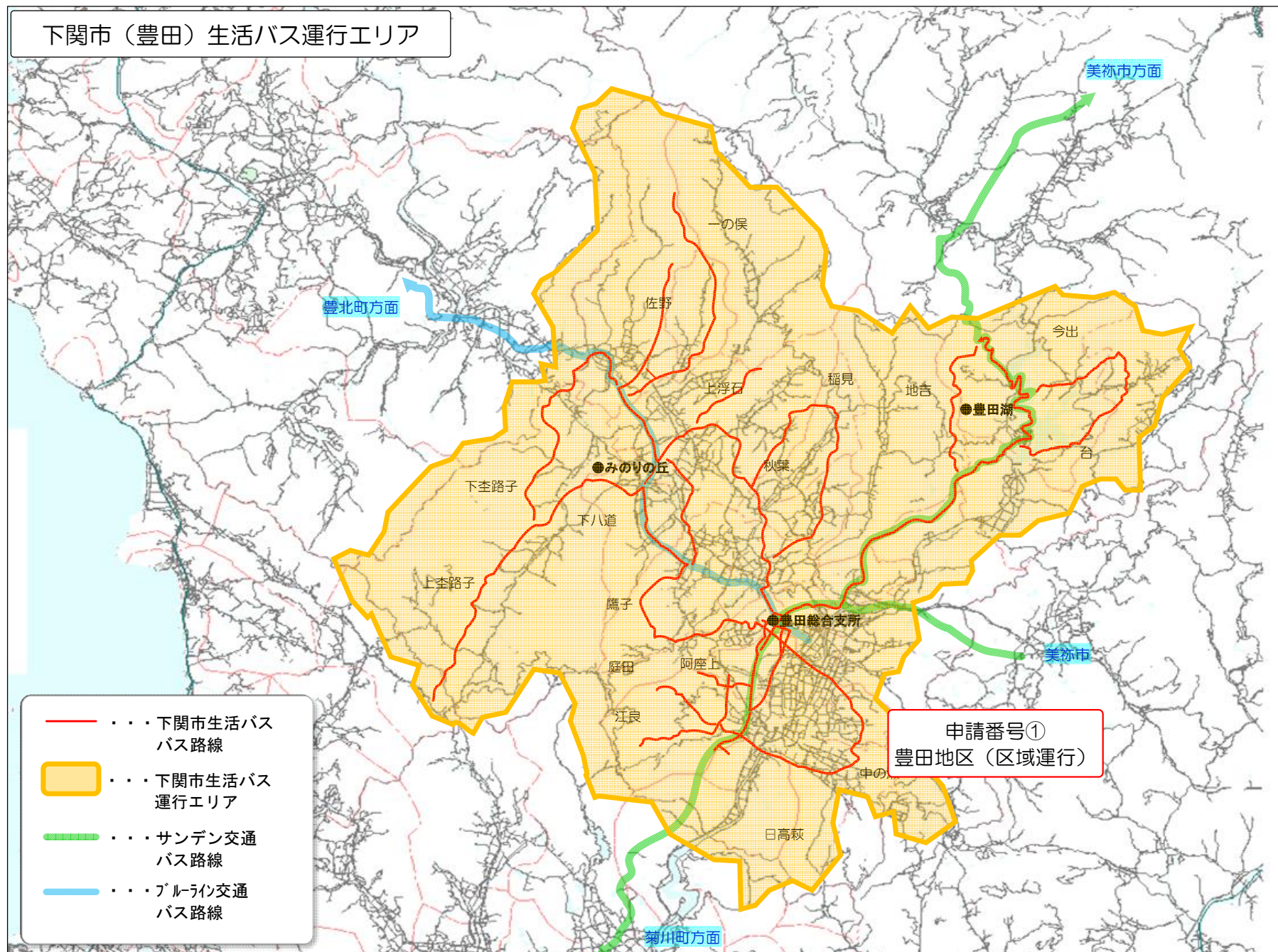
申請 番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数／日	キロ程（km） 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 （バス路線名・駅・港等）	備 考
1	下関市	空路子・一の俣 ・今出・一の瀬線	月～土 （日・祝日・ 12月29日～1月3日運休）	制限なし	60分	・ブルーライン交通(株) （滝部線） ・サンデン交通(株) （下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線）	区域運行 （デマンド）
2	下関市	縦ノ木・保木線	月～土 （日・祝日・ 12月29日～1月3日運休）	月～金：4回／日 土：3回／日	60分	・サンデン交通(株) （下関・豊田線、仙崎線）	区域運行 （デマンド）
3	下関市	内日・田部 循環線	月～土 （日・祝日・ 12月29日～1月3日運休）	月～金：2回／日 土：1回／日	25.0km／回	・サンデン交通(株) （下関・豊田線、仙崎線）	路線定期運行
4	ブルーライン交通	豊田町西市～ 平原・市立病院～ 来福台線	通年	3回／日	往 25.4km 復 25.4km	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：豊田町西市停留所 ・サンデン交通 （下関～豊田線、仙崎線）	路線定期運行

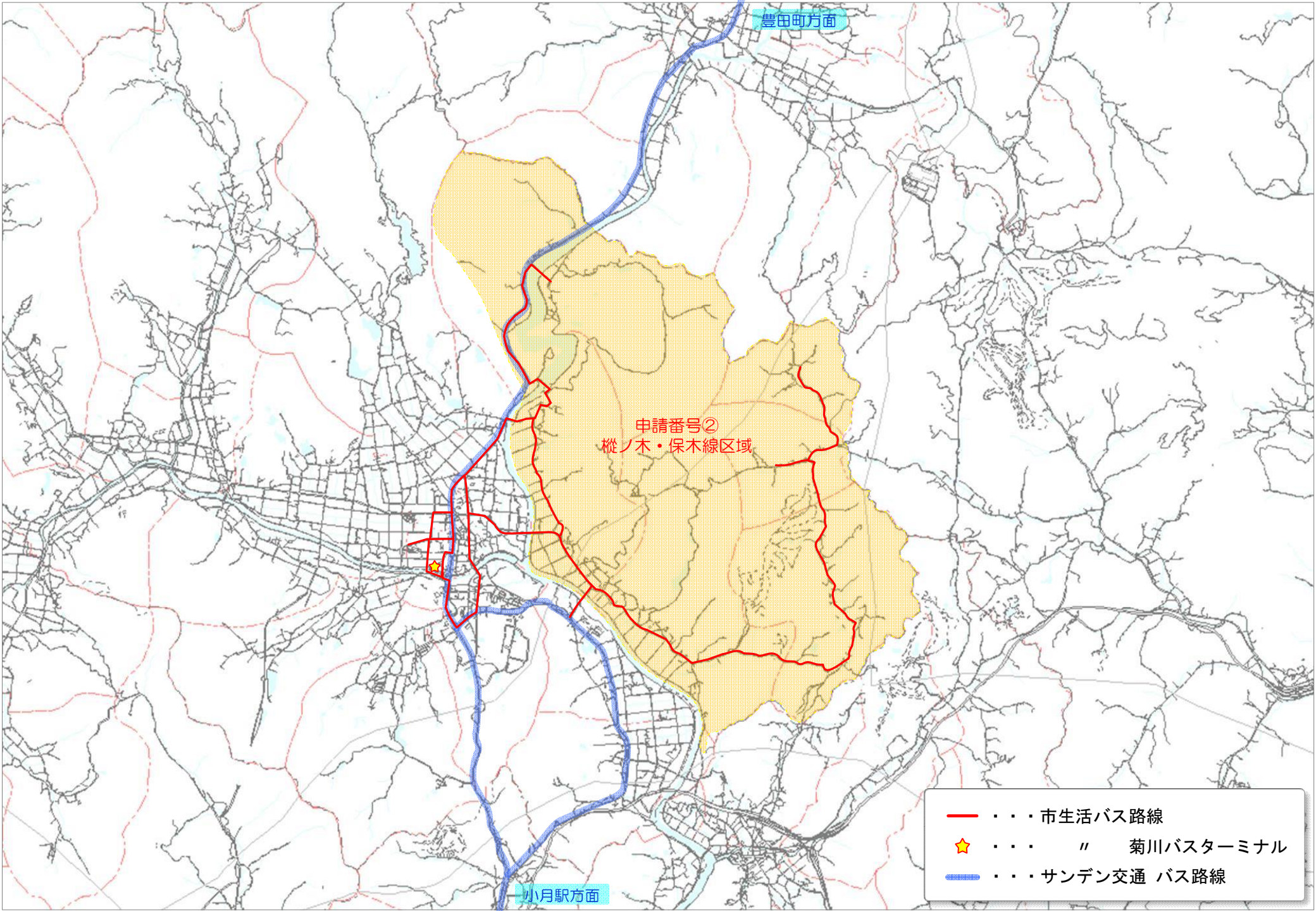
○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみの場合は0.5回とする。



下関市 生活バス 全体路線図

下関市（豊田）生活バス運行エリア



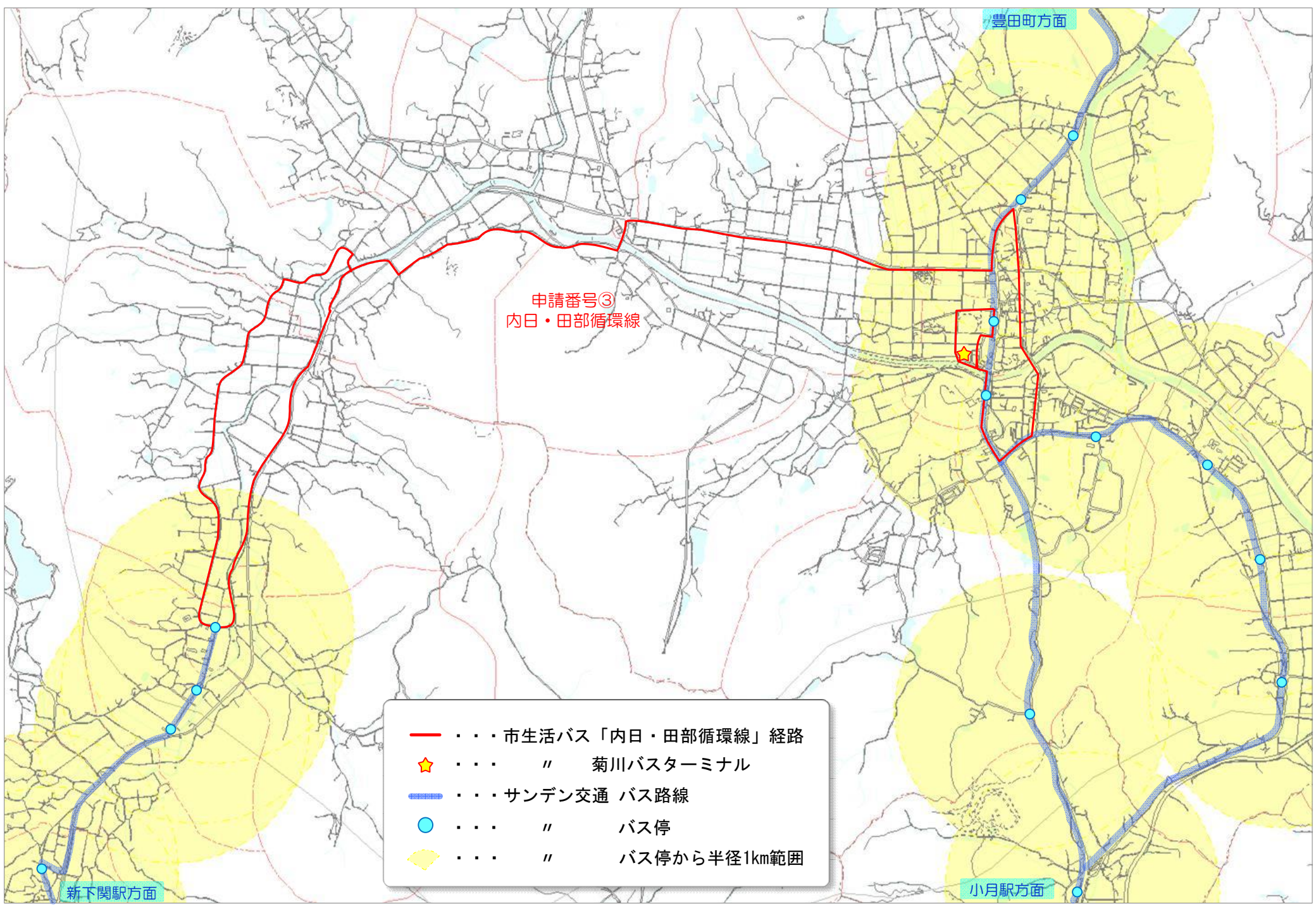


豊田町方面

申請番号②
縦ノ木・保木線区域

小月駅方面

- . . . 市生活バス路線
- ★ . . . 菊川バスターミナル
- . . . サンデン交通 バス路線



豊田町方面

申請番号③
内日・田部循環線

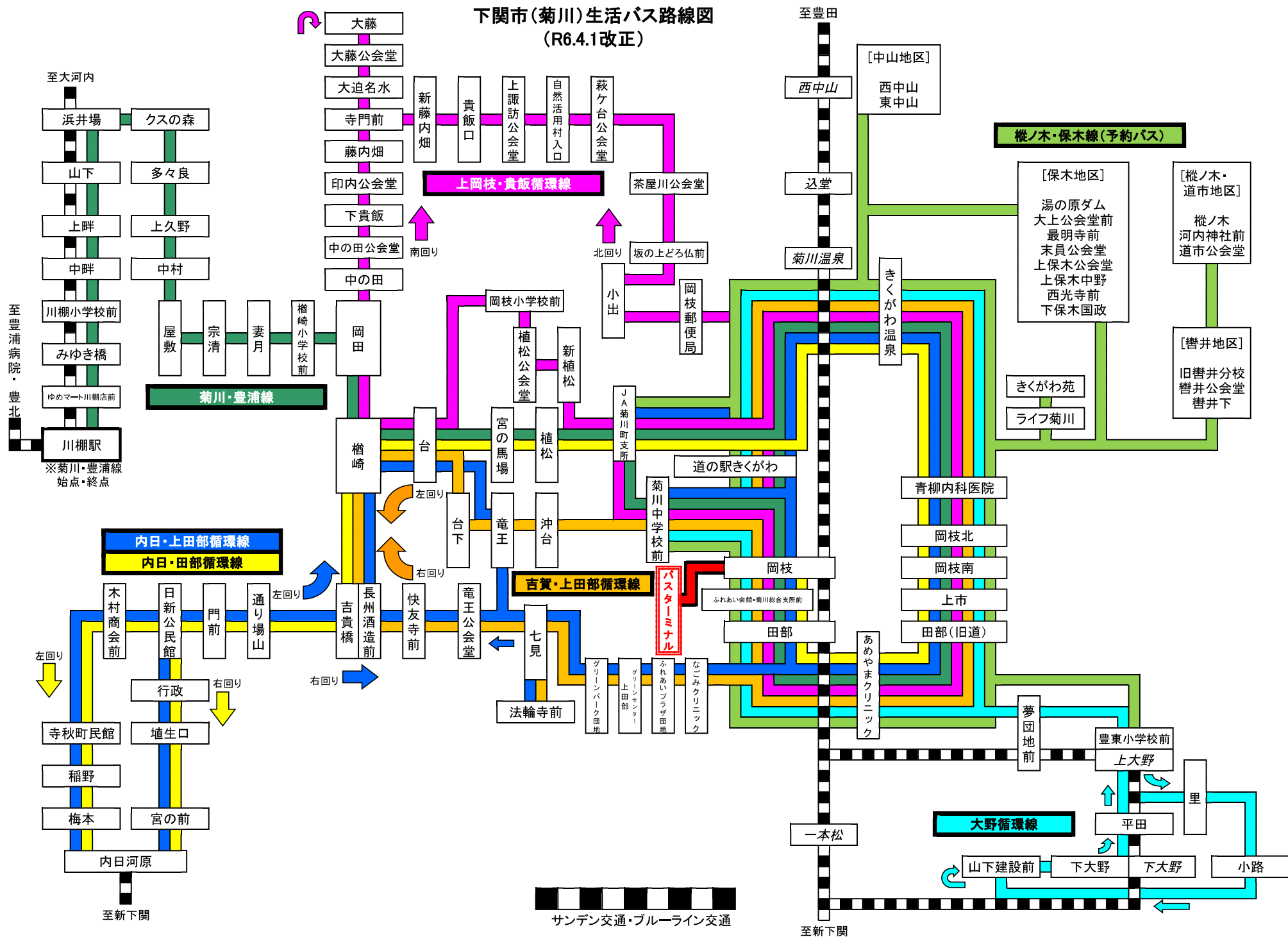
- 市生活バス「内日・田部循環線」経路
- 菊川バスターミナル
- サンデン交通 バス路線
- バス停
- バス停から半径1km範囲

新下関駅方面

小月駅方面

下関市(菊川)生活バス路線図

(R6.4.1改正)



下関市(菊川)生活バス時刻表

(令和6年4月1日)

内日・田部循環線 (左回り)		内日・田部循環線 (右回り)		内日・上田部循環線 (左回り)		内日・上田部循環線 (右回り)	
停留所	1便	停留所	2便	停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	7:14	バスターミナル	8:59	バスターミナル	10:45	バスターミナル	13:17
岡枝	7:16	岡枝	9:01	岡枝	10:47	岡枝	13:19
田部	7:18	田部	9:03	田部	10:49	田部	13:21
あめやまクリニック	7:20	あめやまクリニック	9:05	あめやまクリニック	10:51	あめやまクリニック	13:23
田部(旧道)	7:21	田部(旧道)	9:06	田部(旧道)	10:52	田部(旧道)	13:24
上市	7:22	上市	9:07	上市	10:53	上市	13:25
岡枝南	7:23	岡枝南	9:08	岡枝南	10:54	岡枝南	13:26
岡枝北	7:24	岡枝北	9:09	岡枝北	10:55	岡枝北	13:27
青柳内科医院	7:25	青柳内科医院	9:10	青柳内科医院	10:56	青柳内科医院	13:28
きくがわ温泉	7:26	きくがわ温泉	9:11	きくがわ温泉	10:57	きくがわ温泉	13:29
JA菊川町支所	7:27	JA菊川町支所	9:12	JA菊川町支所	10:58	JA菊川町支所	13:30
植松	7:28	植松	9:13	植松	10:59	植松	13:31
宮の馬場	7:29	宮の馬場	9:14	宮の馬場	11:00	宮の馬場	13:32
台	7:30	台	9:15	台	11:01	台	13:33
榎崎	7:31	榎崎	9:16	榎崎	11:02	榎崎	13:34
吉貴橋	7:32	吉貴橋	9:17	吉貴橋	11:03	吉貴橋	13:35
通り場山	7:33	通り場山	9:18	通り場山	11:04	通り場山	13:36
門前	7:34	門前	9:19	門前	11:05	門前	13:37
日新公民館	7:37	日新公民館	9:22	日新公民館	11:08	日新公民館	13:40
木村商会前	7:40	木村商会前	9:25	木村商会前	11:11	木村商会前	13:43
寺秋町民館	7:41	寺秋町民館	9:26	寺秋町民館	11:12	寺秋町民館	13:44
稲野	7:44	稲野	9:28	稲野	11:14	稲野	13:46
梅本	7:45	梅本	9:29	梅本	11:15	梅本	13:47
内日河原(着)	7:47	内日河原(着)	9:30	内日河原(着)	11:17	内日河原(着)	13:49
内日河原(発)	7:49	内日河原(発)	9:32	内日河原(発)	11:18	内日河原(発)	13:50
宮の前	7:50	宮の前	9:33	宮の前	11:19	宮の前	13:51
宮の前	7:52	宮の前	9:35	宮の前	11:21	宮の前	13:53
植田口	7:54	植田口	9:36	植田口	11:22	植田口	13:54
行政	7:55	行政	9:39	行政	11:23	行政	13:55
日新公民館	7:56	日新公民館	9:40	日新公民館	11:25	日新公民館	13:57
門前	7:57	門前	9:42	門前	11:26	門前	13:58
通り場山	7:58	通り場山	9:43	通り場山	11:29	通り場山	14:00
吉貴橋	8:01	吉貴橋	9:44	吉貴橋	11:30	吉貴橋	14:01
榎崎	8:02	榎崎	9:47	榎崎	11:31	榎崎	14:03
台	8:03	台	9:48	台	11:32	台	14:05
宮の馬場	8:04	宮の馬場	9:49	宮の馬場	11:33	宮の馬場	14:08
植松	8:05	植松	9:50	植松	11:37	植松	14:10
JA菊川町支所	8:06	JA菊川町支所	9:51	JA菊川町支所	11:39	JA菊川町支所	14:11
きくがわ温泉	8:08	きくがわ温泉	9:52	きくがわ温泉	11:40	きくがわ温泉	14:12
青柳内科医院	8:09	青柳内科医院	9:54	青柳内科医院	11:41	青柳内科医院	14:13
岡枝北	8:10	岡枝北	9:55	岡枝北	11:42	岡枝北	14:14
岡枝南	8:11	岡枝南	9:56	岡枝南	11:43	岡枝南	14:15
上市	8:12	上市	9:57	上市	11:44	上市	14:16
田部(旧道)	8:13	田部(旧道)	9:58	田部(旧道)	11:45	田部(旧道)	14:17
あめやまクリニック	8:14	あめやまクリニック	9:59	あめやまクリニック	11:46	あめやまクリニック	14:18
田部	8:16	田部	10:00	田部	11:47	田部	14:19
田部	8:17	田部	10:02	田部	11:48	田部	14:20
岡枝	8:18	岡枝	10:03	岡枝	11:49	岡枝	14:21
バスターミナル	8:20	バスターミナル	10:06	バスターミナル	11:51	バスターミナル	14:22

*第1便は土曜日は運行しない。

吉賀・上田部循環線 (左回り)		吉賀・上田部循環線 (右回り)		菊川・豊浦線 (川棚行き)		菊川・豊浦線 (バスターミナル行き)	
停留所	1便	停留所	2便	停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	6:41	バスターミナル	9:02	バスターミナル	7:11	バスターミナル	12:29
岡枝	6:43	岡枝	9:04	岡枝	7:13	岡枝	12:31
田部	6:44	田部	9:05	田部	7:14	田部	12:32
あめやまクリニック	6:45	あめやまクリニック	9:06	あめやまクリニック	7:15	あめやまクリニック	12:33
田部(旧道)	6:48	田部(旧道)	9:08	田部(旧道)	7:17	田部(旧道)	12:35
上市	6:49	上市	9:09	上市	7:18	上市	12:36
岡枝南	6:50	岡枝南	9:10	岡枝南	7:19	岡枝南	12:37
岡枝北	6:51	岡枝北	9:11	岡枝北	7:20	岡枝北	12:38
青柳内科医院	6:52	青柳内科医院	9:12	青柳内科医院	7:21	青柳内科医院	12:39
きくがわ温泉	6:53	きくがわ温泉	9:13	きくがわ温泉	7:22	きくがわ温泉	12:40
岡枝	6:55	岡枝	9:14	岡枝	7:23	岡枝	12:41
田部	6:56	田部	9:15	田部	7:24	田部	12:42
田部	6:57	田部	9:16	田部	7:25	田部	12:43
なごみクリニック	6:59	なごみクリニック	9:18	なごみクリニック	7:26	なごみクリニック	12:44
ふれあいプラザ	7:00	ふれあいプラザ	9:19	ふれあいプラザ	7:27	ふれあいプラザ	12:45
グリーンセンター	7:01	グリーンセンター	9:20	グリーンセンター	7:28	グリーンセンター	12:46
グリーンセンター	7:02	グリーンセンター	9:21	グリーンセンター	7:29	グリーンセンター	12:47
法隆寺前	7:03	法隆寺前	9:22	法隆寺前	7:30	法隆寺前	12:48
七見	7:05	七見	9:23	七見	7:31	七見	12:49
竜王公会堂	7:07	竜王公会堂	9:24	竜王公会堂	7:32	竜王公会堂	12:50
快友寺前	7:08	快友寺前	9:25	快友寺前	7:33	快友寺前	12:51
長州酒造前	7:09	長州酒造前	9:26	長州酒造前	7:34	長州酒造前	12:52
榎崎	7:10	榎崎	9:27	榎崎	7:35	榎崎	12:53
台	7:12	台	9:28	台	7:36	台	12:54
台下	7:13	台下	9:29	台下	7:37	台下	12:55
竜王	7:15	竜王	9:30	竜王	7:38	竜王	12:56
沖合	7:17	沖合	9:31	沖合	7:39	沖合	12:57
菊川中学校前	7:19	菊川中学校前	9:32	菊川中学校前	7:40	菊川中学校前	12:58
道の駅きくがわ	7:21	道の駅きくがわ	9:33	道の駅きくがわ	7:41	道の駅きくがわ	12:59
きくがわ温泉	7:23	きくがわ温泉	9:34	きくがわ温泉	7:42	きくがわ温泉	13:00
青柳内科医院	7:24	青柳内科医院	9:35	青柳内科医院	7:43	青柳内科医院	13:01
岡枝北	7:25	岡枝北	9:36	岡枝北	7:44	岡枝北	13:02
岡枝南	7:26	岡枝南	9:37	岡枝南	7:45	岡枝南	13:03
上市	7:27	上市	9:38	上市	7:46	上市	13:04
田部(旧道)	7:28	田部(旧道)	9:39	田部(旧道)	7:47	田部(旧道)	13:05
あめやまクリニック	7:29	あめやまクリニック	9:40	あめやまクリニック	7:48	あめやまクリニック	13:06
田部	7:31	田部	9:41	田部	7:49	田部	13:07
田部	7:32	田部	9:42	田部	7:50	田部	13:08
岡枝	7:33	岡枝	9:43	岡枝	7:51	岡枝	13:09
バスターミナル	7:35	バスターミナル	9:45	バスターミナル	7:52	バスターミナル	13:10

*第1便は土曜日は運行しない。

お得な回数券を、バスターミナル、生活バス車内、
菊川総合支所地域政策課で販売しています。
500円券×11枚入 5,000円
1,000円券×11枚入 10,000円

生活バスの路線図・時刻表は
こちら(下関市ホームページ)
からご確認ください。



上岡枝・貴飯循環線 (北回り)		上岡枝・貴飯循環線 (南回り)	
停留所	1便	停留所	2便
バスターミナル	7:39	バスターミナル	10:38
岡枝	7:41	岡枝	10:40
あめやまクリニック	7:42	あめやまクリニック	10:41
田部	7:43	田部	10:42
あめやまクリニック	7:45	あめやまクリニック	10:44
田部(旧道)	7:46	田部(旧道)	10:45
上市	7:47	上市	10:46
岡枝南	7:48	岡枝南	10:47
岡枝北	7:49	岡枝北	10:48
青柳内科医院	7:50	青柳内科医院	10:49
きくがわ温泉	7:51	きくがわ温泉	10:50
岡枝郵便局前	7:52	岡枝郵便局前	10:51
小出	7:53	小出	10:52
坂の上どろ	7:55	坂の上どろ	10:54
茶屋川公会堂	7:58	茶屋川公会堂	10:56
萩ヶ台公会堂	8:01	萩ヶ台公会堂	10:57
自然活用村入口	8:03	自然活用村入口	10:58
上諏訪公会堂	8:04	上諏訪公会堂	10:59
貴飯口	8:05	貴飯口	11:00
新藤内畑	8:07	新藤内畑	11:01
寺門前	8:08	寺門前	11:02
大迫名水	8:09	大迫名水	11:03
大藤公会堂	8:11	大藤公会堂	11:04
大藤	8:12	大藤	11:05
大藤公会堂	8:13	大藤公会堂	11:06
藤内畑	8:14	藤内畑	11:07
印内畑	8:15	印内畑	11:08
下貴飯	8:16	下貴飯	11:09
中の田	8:17	中の田	11:10
岡田	8:18	岡田	11:11
榎崎	8:19	榎崎	11:12
合	8:20	合	11:13
岡枝小学校前	8:21	岡枝小学校前	11:14
植松公会堂	8:22	植松公会堂	11:15
新植松	8:23	新植松	11:16
JA菊川町支所	8:24	JA菊川町支所	11:17
菊川中学校前	8:25	菊川中学校前	11:18
道の駅きくがわ	8:26	道の駅きくがわ	11:19
きくがわ温泉	8:27	きくがわ温泉	11:20
青柳内科医院	8:28	青柳内科医院	11:21
岡枝北	8:29	岡枝北	11:22
岡枝南	8:30	岡枝南	11:23
上市	8:31	上市	11:24
田部(旧道)	8:32	田部(旧道)	11:25
あめやまクリニック	8:33	あめやまクリニック	11:26
田部	8:34	田部	11:27
田部	8:35	田部	11:28
岡枝	8:36	岡枝	11:29
バスターミナル	8:37	バスターミナル	11:30

縦ノ木・保木線(予約バス)		受付電話番号	
(受付時間:8:30~17:00)		0120-874-302	
出発標準時刻	7:00 8:30 11:30 15:00	083-287-4312	
縦ノ木出発参考時刻	7:30 9:30 12:30 16:00		
予約締切時刻	前日 当日 当日 当日		
	17:00 7:30 10:30 14:00		

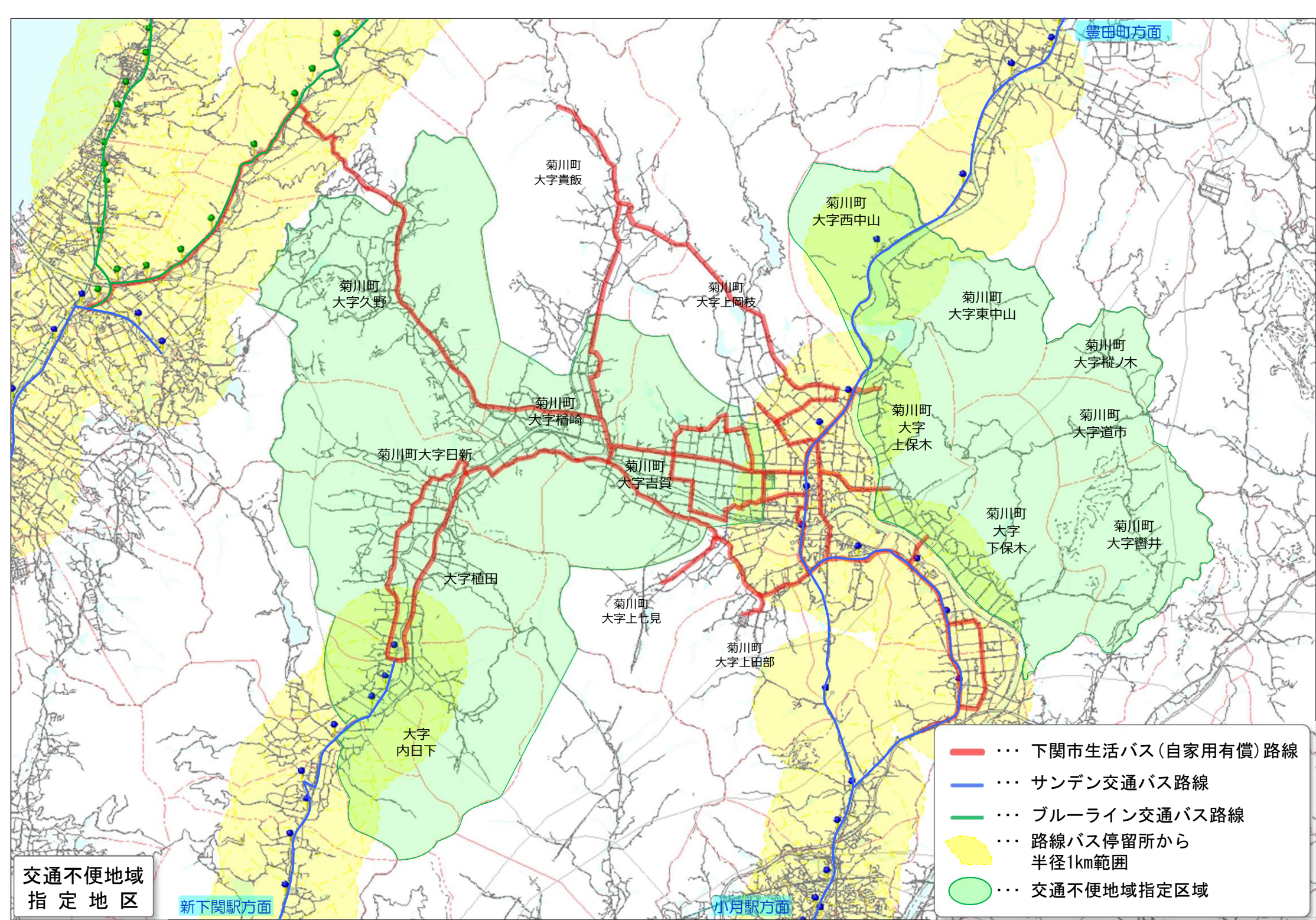
*第4便は土曜日は運行しない。
※縦ノ木・保木線は予約制の運行となっています。利用を希望される方は、予約締切時刻までに必ず予約してください。予約が無い場合は運行いたしませんのでご注意ください。なお、豊東小学校登校日に限り、1便の予約を当日午前6時45分まで受付いたします。

大野循環線	
停留所	1便
バスターミナル	8:54
岡枝	8:56
田部	8:57
あめやまクリニック	8:58
田部(旧道)	9:00
上市	9:01
岡枝南	9:02
岡枝北	9:03
青柳内科医院	9:04
きくがわ温泉	9:05
岡枝	9:06
田部	9:07
あめやまクリニック	9:08
田部(旧道)	9:09
上市	9:10
岡枝南	9:11
岡枝北	9:12
青柳内科医院	9:13
きくがわ温泉	9:14
岡枝	9:15
田部	9:16
あめやまクリニック	9:17
田部(旧道)	9:18
上市	9:19
岡枝南	9:20
岡枝北	9:21
青柳内科医院	9:22
きくがわ温泉	9:23
岡枝	9:24
田部	9:25
あめやまクリニック	9:26
田部(旧道)	9:27
上市	9:28
岡枝南	9:29
岡枝北	9:30
青柳内科医院	9:31
きくがわ温泉	9:32
岡枝	9:33
田部	9:34
あめやまクリニック	9:35
田部(旧道)	9:36
上市	9:37
岡枝南	9:38
岡枝北	9:39
青柳内科医院	9:40
きくがわ温泉	9:41
岡枝	9:42
田部	9:43
あめやまクリニック	9:44
田部(旧道)	9:45
上市	9:46
岡枝南	9:47
岡枝北	9:48
青柳内科医院	9:49
きくがわ温泉	9:50
岡枝	9:51
バスターミナル	9:53

*大野循環線第2便は、土曜、日、1月1日～1月7日、3月27日～4月7日、7月21日～8月23日、12月25日～12月31日の期間は運行しない。

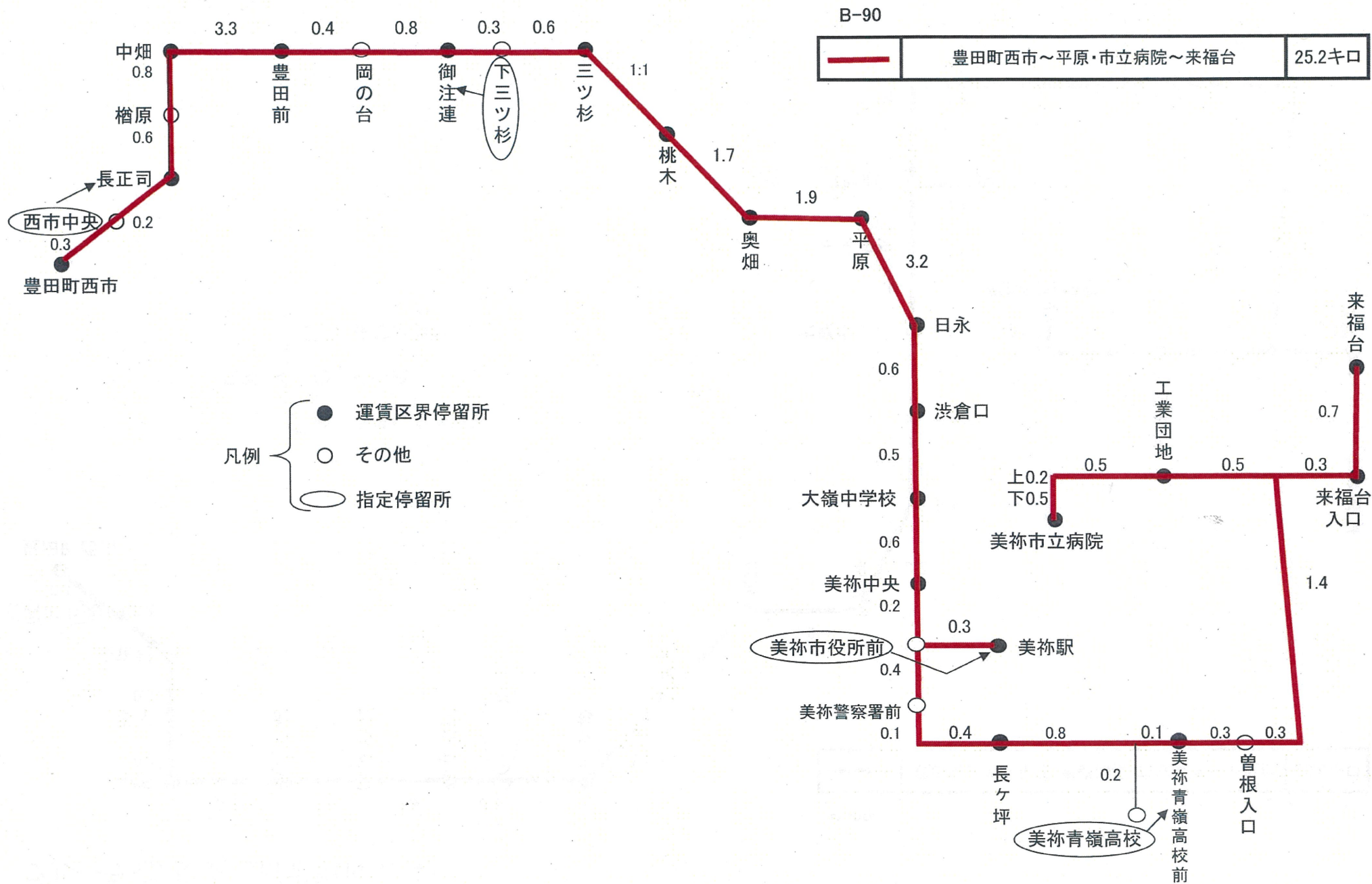
※ご利用について
運休日:日曜、祝日及び12月29日～1月3日(※天候等により臨時運休する場合もあります。)
料 金:1回乗車につき100円。小学生以下半額。(※身体障害者手帳等の交付を受けている方は減免制度があります。)
下関市(菊川)生活バスに関するお問い合わせは 下関市菊川総合支所地域政策課 TEL:083-287-1115





ブルーライン交通 路線図(NO. 4)

申請番号④
ブルーライン交通



ブルーライン交通 路線図(NO. 4)

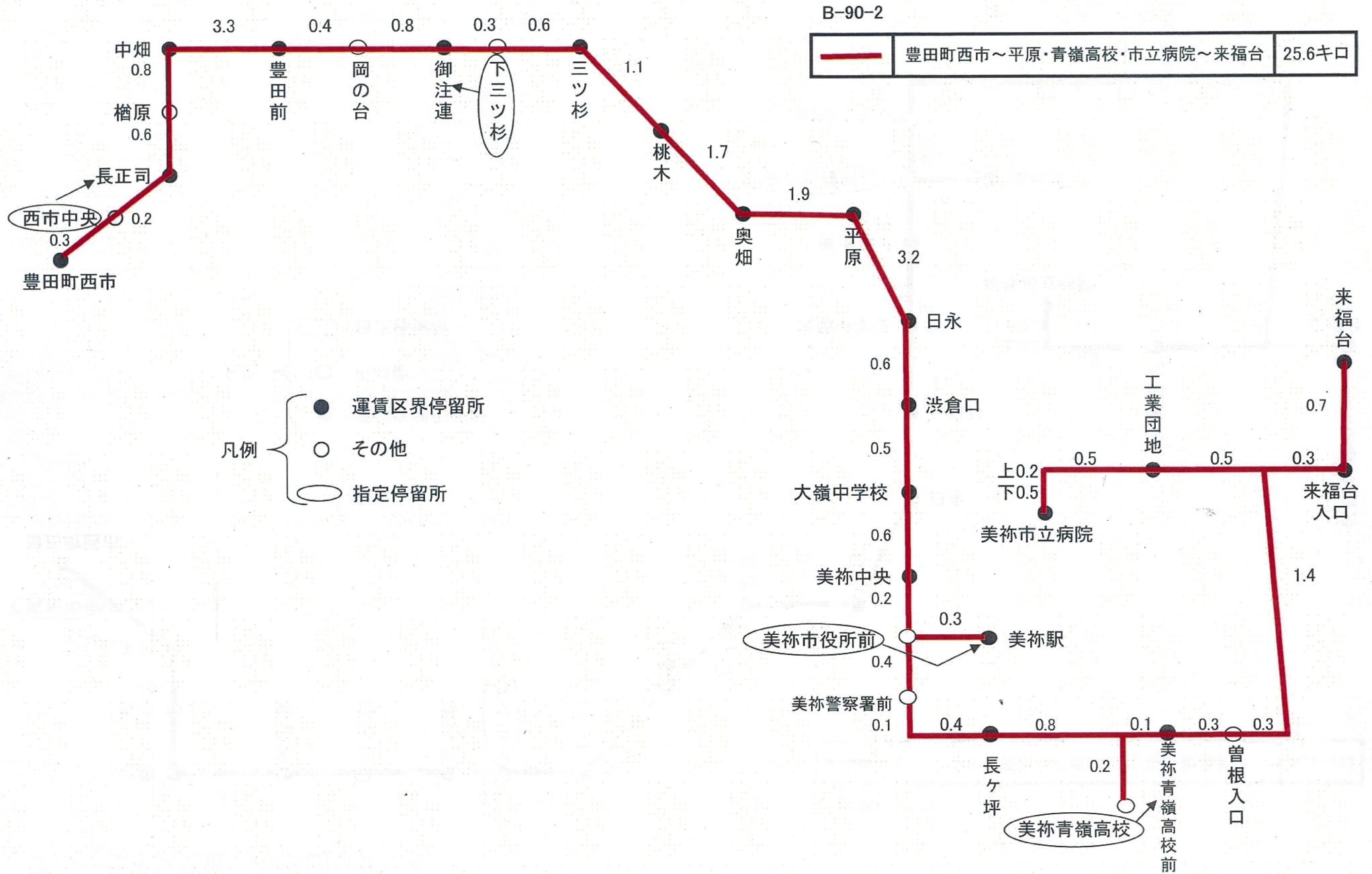


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	87,422
交通不便地域等	30,880

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
25,065	旧豊田町全域・旧豊北町全域・旧豊浦町全域（ただし、山村振興法の地区は除く）	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域
3,677	旧豊田町（西市町、殿居村） 旧豊北町（田耕村・宇賀村）	山村振興法に基づく振興山村地域
156	六連島・蓋井島	離島振興法
1,982	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下関市地域公共交通計画	令和7年6月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

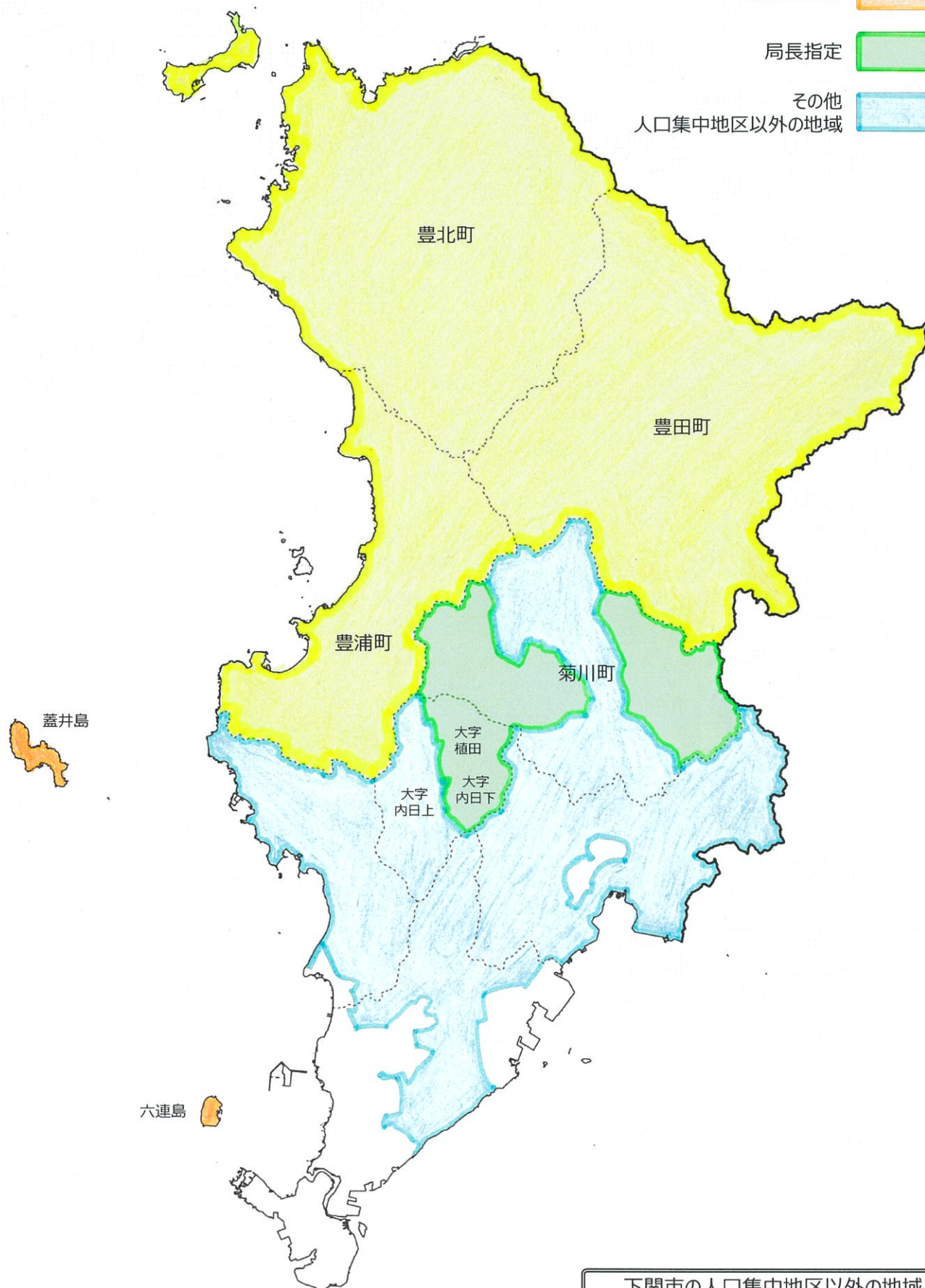
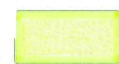
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域
及び、山村振興法に基づく振興山村地域

離島振興法

局長指定

その他
人口集中地区以外の地域



下関市の人口集中地区以外の地域
及び交通不便地域

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）

法定協議会構成員	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	黄色のセル欄に該当の者の名称を記入
	第6条第2項 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通計画を作成しようとする 地方公共団体 二 関係する 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画に定めようとする 事業を実施すると見込まれる者 三 関係する 公安委員会 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	下関市 下関警察署
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (令和4年6月6日 国総地第23号 国総バ第58号 国自旅第67号 国自技環第26号) 第3条第1項 一 関係する都道府県又は市区町村 二 関係する交通事業者又は 交通施設管理者 等 三 地方運輸局 又は地方航空局 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者	下関市 国土交通省中国運輸局山口運輸支局 下関警察署、下関市連合自治会、社会福祉協議会、下関商工会議所、下関市立大学 山口県観光スポーツ文化部
	第3条第2項 関係する 都道府県及び市区町村 【「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」を市町村の計画に基づいて申請する場合】	
	※ <u>関係協会（バス協会・タクシー協会等）も構成員に含めることは可能ですが、運行実施者も構成員としておく必要があります。</u> ※ <u>法定協議会の下部組織（部会・分科会等）を設け、下部組織での議論を法定協議会に報告する形式での運用も可能です。</u> ※ <u>法定協議会の下部組織を設ける場合はその旨を設置要綱にその旨を明記してください。</u>	

地域公共交通計画と補助制度の連動化にかかる最低限の記載項目（セルフチェック表）			下関市	
URL: https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/133183.html				
運行費補助	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）		記載箇所	
	第5条第2項 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。			
	一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針		3-2~3-4	
	二 地域公共交通計画の区域		1-4	
	三 地域公共交通計画の目標		3-2.5-2	
	四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項		4-28~4-30	
	五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項		5-2.5-4	
	六 計画期間		1-4	
	七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項			
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 （令和 4 年 6 月 6 日 国総地第 2 3 号 国総バ第 5 8 号 国自旅第 6 7 号 国自技環第 2 6 号）		運行費補助を受けようとする系統	
第7条第1項 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における第17条第1項 次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。		フィード	表1のとおり	
一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割			追補編改訂版P1	
二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性		追補編改訂版P6		
三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要		追補編改訂版P7		
四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法		5-2~5-3		
車両補助	第3節 車両減価償却費等国庫補助金		—	
	第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金		—	
	第5節 貨客混載導入経費国庫補助金		—	
	※車両補助の活用を見込む場合は、その旨も計画への記載が必要です。			

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）				関連市町村との調整	記載箇所
			起点	経由地	終点			運行態様の別	基準ハで該当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 （別表7のみ）		
下関市	下関市	(1) 空路子・一の俣・今出・一の瀬線		下空路子・下八道・鹿子・鹿田・一の俣・上浮石・萩葉・稲見・今出・台・日高萩・				区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：殿居ほか9停留所、荒木温泉ほか8停留所、石柱溪口ほか6停留所、阿座土口ほか6停留所 ・ブルーライン交通（滝部線） ・サンデン交通（下関・豊田線、仙崎線）	③		追補編改訂版P7
		(2) 縦ノ木・保木線		中山保木曹井				区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通（下関・豊田線、仙崎線）	③		追補編改訂版P7
		(3) 内日・田部循環線	バスターミナル	吉賀・嵯崎日新・榎田内日下	バスターミナル			路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通（下関・豊田線、仙崎線）	③		追補編改訂版P7
下関市 美祢市	ブルーライン交通	(4) 豊田町西市～平原・市立病院～来福台	豊田町西市	平原・市立病院	来福台			路線定期	①	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：豊田町西市停留所 ・サンデン交通（下関～豊田線、仙崎線）	③		追補編改訂版P7

- (注) 運行予定者が協議会構成員になっているか確認ください。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 補助を受けようとする地域内フィーダー系統が複数の市町に跨る場合、関連する自治体との調整状況を記載すること。

下地協第 号
令和 7 年 8 月 日

中国運輸局長 殿

名 称 下関市地域公共交通協議会
住 所 下関市南部町 1 - 1
代表者氏名 会長 杉浦 勝章

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 下関市都市整備部都市計画課

担当者名 坂田 夕貴

TEL 083-231-1441

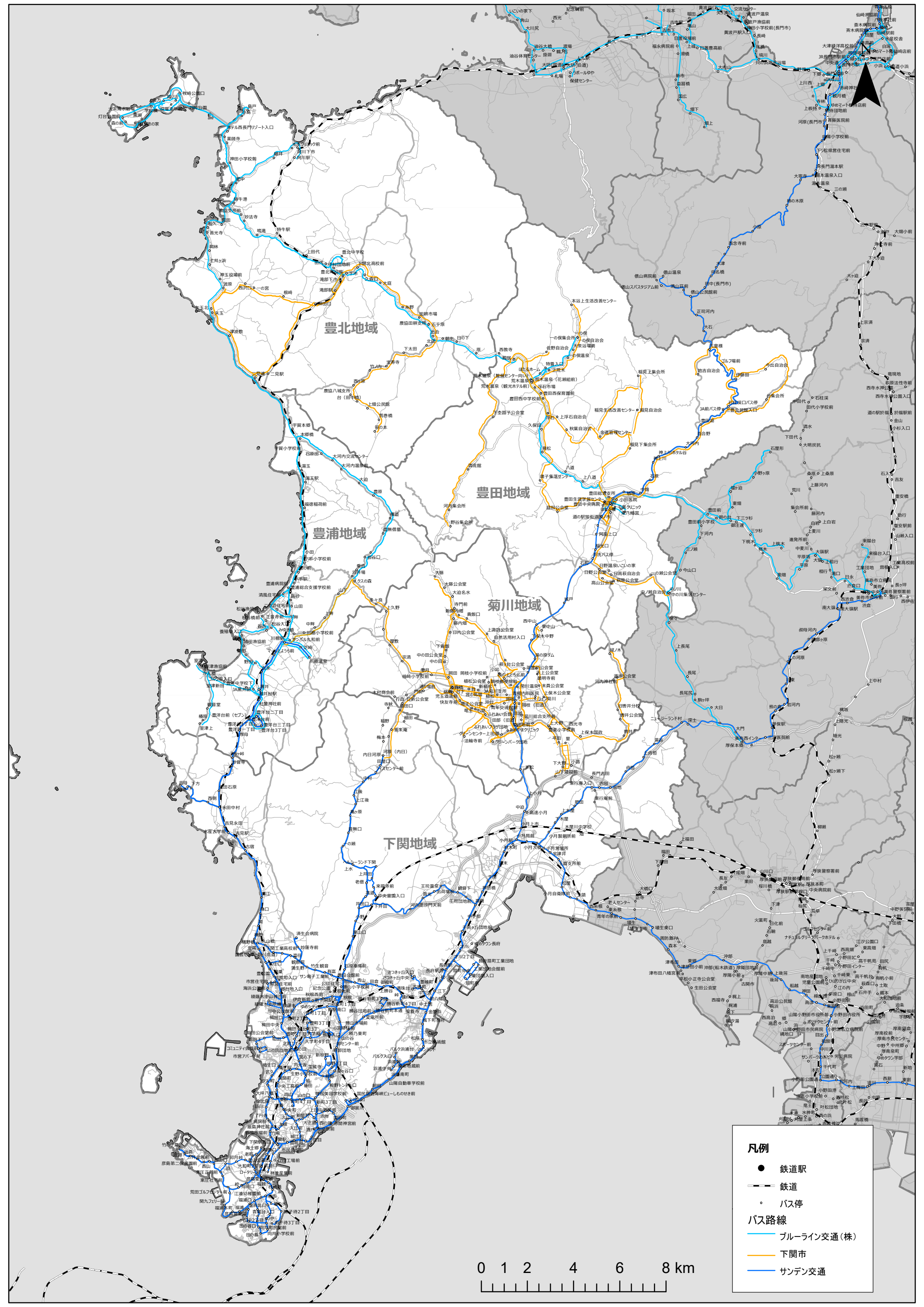
E-mail sakata.yuki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

交通不便地域指定申請書（別表 7 ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
・ 山口県下関市菊川町大字久野、菊川町大字櫛崎、菊川町大字日新、菊川町大字吉賀の一部 ・ 山口県下関市大字植田の一部、大字内日下の一部
2. 指定を受けようとする理由
・ 当該地区は、市街地である JR 新下関駅から北に約 12km 以上離れ、半径 1km 以内にバス停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存在せず、地区住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用について極めて不便な状況にある。 ・ 当該地区は、令和 2 年 7 月 3 日付け下交第 545 号にて交通不便地域の指定を受け、下関市生活バスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要性が生じたため。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
下関市生活バス 内日・田部循環線 路線定期運行 （菊川バスターミナル～吉賀、櫛崎、日新、植田、内日下～菊川バスターミナル）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
5. 指定を受けようとする期間
令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 7 年 8 月 22 日
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・ 関東運輸局審査方針 1. 「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径 1 キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・ その他参考資料

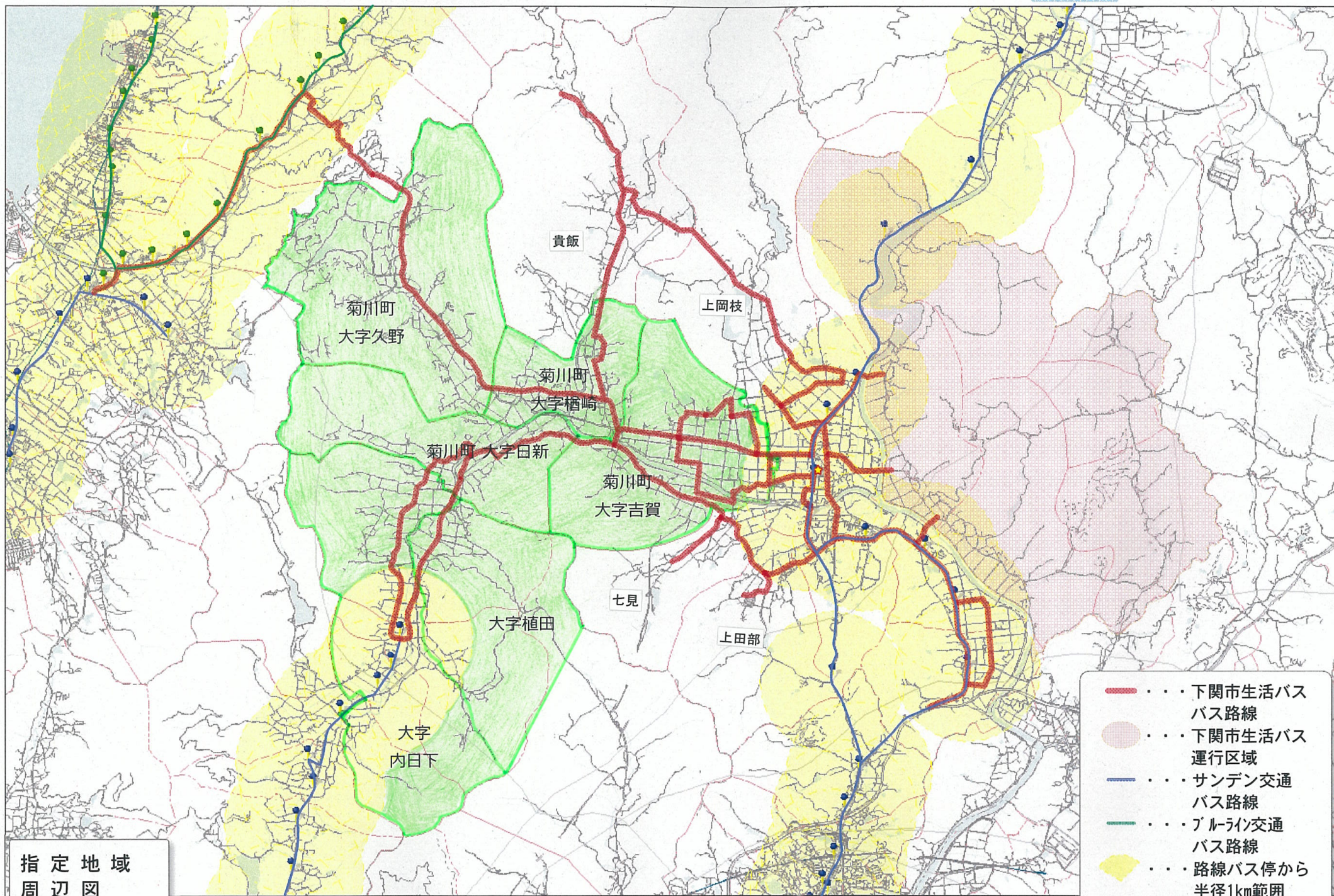


凡例

- 鉄道駅
- 鉄道
- バス停
- バス路線
- ブルーライン交通(株)
- 下関市
- サンデン交通



豊田町方面



【 指定地域世帯数及び人口 】

地方運輸局へ指定を申請する地域

(人)

地区別	町名	世帯数	人口	世帯あたりの 人口	交通空白地 世帯数	交通空白地 人口	※小数点以下 切捨て
内日	大字内日下	219	417	1.9	120	228.0	
内日	大字植田	97	163	1.7	67	113.9	
菊川	菊川町大字久野	117	213	—	117	213.0	全域空白地
菊川	菊川町大字檜崎	250	511	—	250	511.0	全域空白地
菊川	菊川町大字日新	91	179	—	91	179.0	全域空白地
菊川	菊川町大字吉賀	283	670	2.4	257	616.8	
計					902	1,861.7	1,861

※住民基本台帳より（令和7年3月31日現在）

※交通空白地世帯数は下関市統合型GISからカウント

下地協第 号
令和 7 年 8 月 日

中国運輸局長 殿

名 称 下関市地域公共交通協議会
住 所 下関市南部町 1 - 1
代表者氏名 会長 杉浦 勝章

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 下関市都市整備部都市計画課

担当者名 坂田 夕貴

TEL 083-231-1441

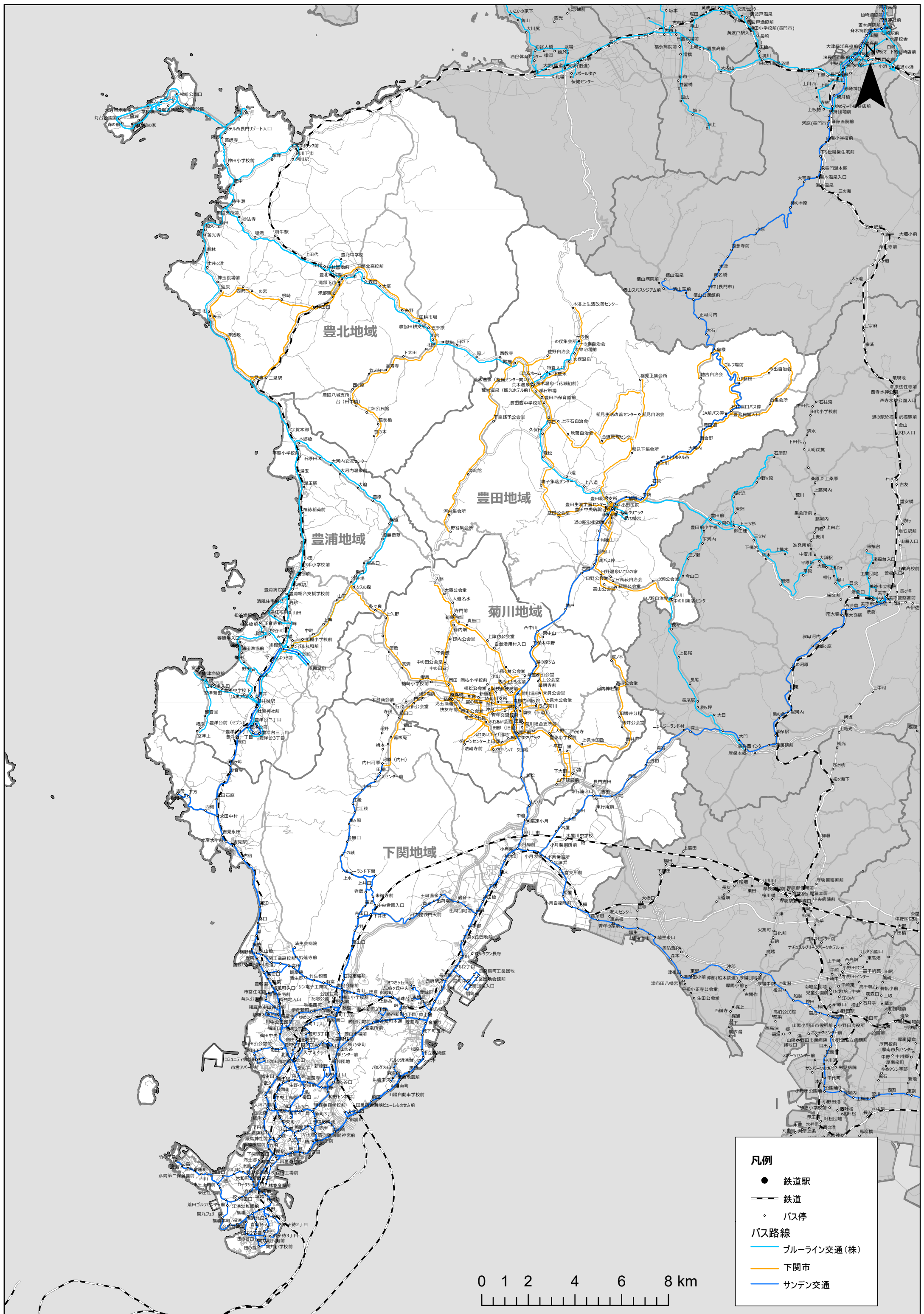
E-mail sakata.yuki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

交通不便地域指定申請書（別表 7 ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
・ 山口県下関市菊川町大字西中山の一部、菊川町大字東中山の一部、 菊川町大字上保木の一部、菊川町大字下保木の一部、菊川町大字縦ノ木、 菊川町大字道市、菊川町大字轡井
2. 指定を受けようとする理由
・ 当該地区は、市北東部に位置した菊川町の東部にある中山間地域で、半径 1 km 以内にバス停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存在せず、地区住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用について極めて不便な状況にある。 ・ 当該地区は、令和 3 年 5 月 28 日付け下交第 492 号にて交通不便地域の指定を受け、下関市生活バスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要があるため。
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
下関市生活バス 縦ノ木・保木線 区域運行 （菊川バスターミナル～中山、保木、轡井～縦ノ木）
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
5. 指定を受けようとする期間
令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日
6. 協議会における協議年月日
令和 7 年 8 月 22 日
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 指定を受けようとする地域の地区（町・字）の区分図
- ・ 関東運輸局審査方針 1. 「（3）「停留所等」から除外できるもの」の①、「（4）停留所等からの距離「半径 1 キロメートル以内」を柔軟に取り扱うことができるもの」に該当する場合は、当該停留所等の状況を説明する資料
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）
- ・ その他参考資料



豊田町方面

菊川町
大字貴飯

菊川町
大字西中山

菊川町
大字久野

菊川町
大字上岡枝

菊川町
大字東中山

菊川町
大字縦ノ木

菊川町
大字植崎

菊川町
大字
上保木

菊川町
大字道市

菊川町大字日新

菊川町
大字吉賀

菊川町
大字
下保木

菊川町
大字響井

大字植田

菊川町
大字上七見

菊川町
大字上田部

大字
内日下

... 下関市生活バス(自家用有償)路線

... サンデン交通バス路線

... ブルーライン交通バス路線

... 路線バス停留所から
半径1km範囲

... 交通不便地域指定申請区域

指定地域
周辺図

新下関駅方面

小月駅方面

地方運輸局へ指定を申請する地域

(人)

地区別	町名	世帯数	人口	世帯あたりの 人口	交通空白地 世帯数	交通空白地 人口	※小数点以下 切捨て
菊川	菊川町大字西中山	27	52	1.9	1	1.9	
菊川	菊川町大字東中山	17	32	1.9	0	0.0	
菊川	菊川町大字上保木	81	175	2.2	16	35.2	
菊川	菊川町大字下保木	65	143	2.2	10	22.0	
菊川	菊川町大字縦ノ木	6	10	—	6	10.0	全域空白地
菊川	菊川町大字道市	11	16	—	11	16.0	全域空白地
菊川	菊川町大字嚮井	32	59	—	32	59.0	全域空白地
計					76	144.1	144

※住民基本台帳より（令和7年3月31日現在）

※交通空白地世帯数は下関市統合型GISからカウント